

資料 5

委員からの意見等資料

東京の大学の定員の抑制に関する基本的な方向性・論点について

- 18歳人口が大幅に減少傾向（H14:150万人→H28:120万人→H52:80万人）にある中で、全国の学生数はほぼ横ばいで推移する一方、東京都、特に東京23区は大幅な増加傾向にある。東京23区内の大学入学定員が仮にこれ以上増えないとしても、東京23区の大学のシェアは、現状の約18%が10年後には約20%に、20年後には22%程度に達することが見込まれる。23区内の大学の定員の増加が続くならば、23区の大学のシェアは更に高くなる。
 - 本年2月に本検討会が始まった後、平成30年度の入学定員に係る本年3月の申請では、私立大学の定員増申請のうち、東京23区内で全体の約4割に及ぶ申請があり、6月に認可された。このため、全国知事会は直ちに「私立大学における東京23区内の定員増について」緊急声明を発した。また、7月に開催された全国知事会議では、こうした状況では東京一極集中の流れに歯止めがかからないと危惧する意見が多数寄せられたところである。
 - このまま東京23区内の大学の定員増が続けば、地方の私立大学を含めた地方大学の経営の悪化を招きかねない。本検討会は、産学官連携による地域の中核的な産業の振興と若者雇用等の促進を通じて、東京圏への人口の過度な集中の是正に向け、緊急かつ抜本的な対策を検討する趣旨の下に検討が進められてきたことをよく踏まえて建設的な議論を行うべきである。
 - 骨太の方針2017においても「東京23区においては大学の定員増は認めないことを原則としそのための具体的な制度等について検討し、年内に成案を得る」と明記されたことを重く受け止めるべきである。
 - したがって、
 - 1 東京一極集中の抜本的な是正を図るため、地方大学の振興と東京23区内の大学の定員の抑制施策はセットで立法措置により制度化を図るべきであり、当該立法措置については期間を切らずに行うべきであること。また、東京23区内の大学の定員抑制については、当初よりも例外が広がっており、定員増の抑制が骨抜きにならないよう、これ以上の例外措置を認めないこと、
 - 2 地方大学が地方公共団体や産業界との間でコンソーシアムを構築し、地域の中核的な産業の拡充と専門人材の育成に地域が一丸となって取り組むプロジェクトに対して、国家的プロジェクトと位置づけて、国による高率の財政支援制度を創設すべきこと、
- の2点について、改めてお願いしたい。

地方を支える「人づくり」のための緊急決議

～地方へ人が「流れる」、地方で人が「輝く」～

全 国 知 事 会
平 成 2 9 年 7 月

今や、あらゆる分野で人材の不足が深刻になりつつある。

本年5月には、有効求人倍率は1.49倍となり、昨年よりすべての都道府県で1倍を超える状況が続いている。これが、地域経済の成長の足かせとなるだけでなく、担い手不足による農地・山林の荒廃等を招き、更に、医療や介護・保育等の住民生活の基盤をも揺るがすなど、地域社会の崩壊につながりかねない事態となっている。

このような状況を打破するためには、すべてのライフステージにわたって、地方への人の「流れ」を強く生み出すとともに、住民の個性と能力が最大限に発揮され、一人ひとりが「輝く」地域社会を創造していかなければならない。

我々地方は、こうした地域社会の実現こそ、我が国の未来を創造するとの認識に立ち、地方を支える人づくりに自ら全力で取り組んでいるところである。

国においても、地方への新しい人の流れを作るため、地方創生に資する大学改革をはじめとした具体策が示された。

しかしながら、一方で、先月、私立大学の定員増について、東京23区内で全体の約4割にも及ぶ認可があったところであり、依然として東京一極集中の流れに歯止めがかかるに至っていない。

国においては、改めて、地方における人材不足が危機的な状況にあること、そして、それを克服することこそが更なる日本の成長に繋がるとの認識に立ち、別紙1のとおり、あらゆる角度からきめ細かな人材の確保・育成を支援するため、直ちに、地方と連携して抜本対策を講ずるよう求める。

加えて、これまで進めてきた地方創生に関する別紙2の措置について速やかに実行することを求める。

地方を担う人づくりに関する緊急抜本対策

1 ライフステージに応じた人材の育成・確保

(1) 大学就学前

- ・ 地方の魅力に触れ、地方と都市の両視点から多面的な考え方のできる人材を育成するため、都市部の小学生、中学生、高校生を対象として、農村等の地方での学習・生活体験の受講を必修化するとともに、二地域居住、働き方改革の促進に資する教育制度を創設すること。
- ・ 地方の産業を担う即戦力として期待される高校生に対して、高度かつ実践的な教育、さらには長期インターンシップを提供するため、研修・訓練施設等の整備、指導者の確保に対して支援すること。
- ・ グローバル人材の育成を図るための支援制度を構築すること。
- ・ 奨学金の交付等により地方大学等への進学を支援する人材育成制度を創設すること。
- ・ 幼児教育・保育の早期無償化、全ての子どもを対象にした医療費助成制度の創設等、少子化対策の更なる充実を図ること。
- ・ 給付型奨学金の対象者及び支給額の拡充、子ども食堂等、子どもの居場所づくり事業への支援の拡充等、子どもの貧困対策の更なる充実を図ること。

(2) 大学就学期

- ・ 東京23区内の大学の定員増を抑制するため、直ちに「大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準」を改正し、本年10月に延期された2回目の定員申請に適用するとともに、次期通常国会において、特色ある地方大学への改革及び若者の雇用機会の創出と併せて立法措置を講ずること。
(注：東京都及び新潟県は、東京23区内の大学の定員増を抑制すべきではないとの意見を表明した。)
- ・ 地方大学・学部の新增設について、大学設置基準の弾力的運用を認める特例措置を創設すること。
- ・ 地方大学が地方公共団体や産業界との間でコンソーシアムを構築し、首長のリ

一ダーシップのもと、地域の産業構造に応じて中核的な産業の拡充と専門人材の育成、さらにはグローバル人材の育成に地域が一丸となって取り組むプロジェクトやそのための施設整備等に対して、国家的プロジェクトと位置付けて、国による高率の財政支援制度を創設すること。

- ・ サテライトキャンパスの地方への設置等、地方への大学移転の促進に係る仕組みを構築すること。
- ・ 低廉な授業料、入学料の設定への特別な財政支援や、地方の国立大学の運営費交付金や公立大学における地方交付税措置、私立大学等経常費補助金の充実を図ること。
- ・ 本年5月の学校教育法の改正により、新たな高等教育機関として創設された専門職大学及び専門職短期大学について、設置基準の制定に当たっては、教員の配置や施設整備等に関して地方の実情に十分配慮するとともに、産業界や経済団体等との連携の確保や安定的な運営が図られるよう、設置・運営に関してハードとソフトの両面から、財政支援を行うこと。

(3) 就職期・社会人期

- ・ 平成29年度末をもって適用期限が到来することになっている地方拠点強化税制について、制度の継続はもとより、支援措置の対象となる施設の追加、「地域再生計画」において設定する支援対象区域の拡大、常時雇用する従業員数の増加要件の緩和等、支援内容の更なる拡充を図ること。
- ・ 企業版ふるさと納税制度について、国の補助金や交付金の対象となる事業の地方負担分に対しても企業版ふるさと納税が活用できるようにするなど、柔軟な制度への拡充・改善、手続の簡素化を図ること。
- ・ 学生の地方への還流や定着を促す奨学金返還支援制度について、全国展開が図られるよう、地域の実情を踏まえ、弾力的な運用が可能となる制度に見直すとともに、財政支援の拡充を行うこと。
- ・ 地方在住学生の地方企業への定着促進の支援や、企業の地方移転に伴う、空き家の取得や改修、用地取得、住環境の整備等に対する支援を推進すること。
- ・ 東京圏の学生の地方企業へのインターンシップ、若者の地方企業見学ツアー、若年求職者の方への就職活動を促す制度を創設するなど地方への人の流れを

生み出す施策を推進すること。

(4) 退職後（高齢期）

- ・ 地域コミュニティや地域経済の担い手としての期待が高まる元気高齢者の就業機会の確保、生きがい創出を積極的に図るとともに、地方での生活に価値を見出し、積極的に地方移住や二地域居住を選択できるよう、C C R C導入、介護保険に係る特別な財政調整制度を創設すること。

2 様々な就業分野における人材の育成・確保

(1) 製造業

地方の中小企業の多くでは人手不足感が高まっており、地域のものづくりを支える人材の育成・確保は急務である。

このため、

- ・ 幼少期にものづくりの魅力を伝えることから、高等学校での産業教育、企業の中核を担う人材の育成に至るまで、一貫した切れ目のない施策を支援すること。
- ・ 产学官が連携した中小企業の人材確保等を支援する拠点整備及び企業の中核を担う人材を育成する指導者の育成、I o Tの導入・活用等、多面的な中小企業支援対策を後押しすること。

(2) 観光

急増するインバウンド等に対応できる観光人材の育成・確保が焦眉の急である。

このため、

- ・ 観光人材の育成にも有効に活用してきた地域創生人材育成事業の継続・拡充等、地方が行う観光人材育成への支援制度を充実させること。
- ・ 観光地経営の視点に立った観光地域づくりの推進に不可欠な、マーケティング及びプロモーションに係る専門人材の育成とその地方への配置を推進すること。

(3) 農林畜水産業

地方の農林畜水産業の現場では、急速に高齢化が進み、担い手不足が深刻化している。

このため、

- ・ 新規就業者の育成には長い期間と多面的な支援を要するため、就業相談から就業定着まで、一貫した地域ぐるみによるサポート体制の整備に対する支援を充実させるとともに、ワンストップで支援する就業研修拠点の整備に対して支援すること。
- ・ 次世代を担う農業者を育成するため、法人化に要する経費等への支援や農業次世代人材投資事業を充実・強化するとともに、就農研修中や就農直後における機械・設備等の整備支援、農地賃借料支援、住宅改修支援等もパッケージ化した、新たな給付制度を創設すること。

- ・ 農業大学校における経営力を有した次世代農業リーダーの育成や、林業大学校における高性能林業機械の整備等、教育内容の充実に向けて総合的な支援制度を創設すること。
- ・ 新規漁業就業者対策については、特に収入が不安定な就業直後の給付金制度を創設するなど、漁業技術の習得から着業まで一貫した支援体制を整備すること。
- ・ 林業の新規就業者対策については、若者や女性等の新規参入と定着に資するため、林業技術の習得や就業環境の整備等に対する支援の充実・強化を図ること。

(4) 建設・建築業

高度成長期につくられた社会インフラが一斉に更新期を迎える中、今後、高齢化に伴う大量の離職により、深刻な担い手不足の懸念が高まっている。

このため、

- ・ 若年者の資格取得や実践的な雇用型訓練、女性が働きやすい就業環境の整備を実施する企業に対する支援を充実すること。
- ・ 国が進める「i-Construction」の取組を様々な工種や工事規模で幅広く展開し、地方の建設現場においてもＩＣＴの普及・定着を図ること。
- ・ 社会保険の未加入対策を実施し、健全な労働環境づくりに資する施策をより一層充実させること。

(5) 医療

医師については、医師の総数は増えているものの、過疎地における医師不足といった地域偏在や、産婦人科や小児科における医師不足といった診療科偏在が深刻化している。更に、平成30年度から新たな専門医制度が開始されるにあたって、こうした偏在の拡大が懸念されている。

このため、

- ・ 都道府県が実施する医師の確保に関する事業に対する地域医療介護総合確保基金による支援の継続・拡充すること。
- ・ 医師の地域偏在や診療科偏在を解消するための抜本的な仕組みを構築すること。

(6) 介護

団塊の世代が全て75歳以上の後期高齢者に達する2025年には、全国で約38万人の介護人材不足が見込まれており、介護サービスを受けられない介護難民の

増加が懸念される。

このため、

- ・ 職員の配置状況等、現場の実態を把握し、適正な介護報酬の改定を通じた処遇改善を行うこと。
- ・ 若者の就労促進に向けた介護職のイメージアップや、介護人材の業務負担の軽減等、介護現場の環境改善を図ること。

(7) 子育て

保育所の整備や入所定員の増加等により待機児童の解消を図るうえで、保育士の確保が大きな障害となっている。

このため、

- ・ 潜在保育士の就職・再就職支援の強化を図るべく、看護師や介護福祉士と同様に離職時登録制度を法制化すること。
- ・ 保育士等の給与については、今年度、改善が図られたものの、依然として低水準であることから、他職種との給与格差の解消を図るため、更なる公定価格の見直しを行うこと。

(8) 第4次産業革命に資する人材育成

人手不足の状況下において、これら就業分野における生産性の向上は不可欠である。このため、先進的活用事例の情報提供やルール整備等により、ＩＣＴ、ＩｏＴ、ロボット、ＡＩ等の活用を後押しするとともに、第4次産業革命を担う人材の育成を図ること。

3 地域を支える人材の育成・確保

(1) 防災・安全

東日本大震災や熊本地震、鳥取県中部地震等の検証を踏まえ、避難所運営等を円滑に行うリーダーの育成が課題となっている。さらに、人口減少・少子高齢化社会の進展により、消防団員は全国的にも減少傾向にあり、地域防災を支える人材育成が急務となっている。

このため、

- ・ 避難所運営の専門知識を有する人材を登録し、講師として派遣できる制度を創設するとともに、高度な災害対応能力が求められる地方公共団体職員の自然災害に関する専門的かつ実践的な知識や能力の向上に資する研修等への支援を図ること。
- ・ 消防団の活動に協力する事業所を支援するための減税制度を創設するとともに、必要な資器材の調達、女性消防団員のための施設整備等、消防団活動の環境整備を拡充すること。

(2) 文化

文化を活用したインバウンド増等の地域振興が求められる中、伝統芸能の後継者不足やアートマネジメント分野の人材不足、アーティストを含めた人材の大都市圏への集中等が課題となっており、地方の文化芸術活動を支える人材の育成・確保が急務となっている。

このため、

- ・ 国際的な芸術祭の開催等、文化・芸術振興に関わる若手人材が地方で継続的に活動できるようにするために、制作やマネジメントの機会となるアートプロジェクト等の支援を拡充すること。
- ・ 障がい者の独自の文化・芸術活動を積極的に支援するとともに、指導者の育成を図ること。
- ・ beyond2020 プログラムを通じた日本文化の魅力発信を支える地方の主体的な担い手育成を支援すること。

(3) 環境

豊かな森林等環境の保全に携わる人材不足や鳥獣害対策に携わる狩猟者不足が課題となっている。

このため、

- ・ 幼児期から高等学校まで段階的に木育をはじめとする環境教育を推進すること。
- ・ 狩猟免許に関心のある者への講習会の開催、現地研修会の開催等の支援を拡充すること。

(4) スポーツ

2020年東京オリンピック等に向け、地方における次世代トップアスリートや指導者の育成が必要となっている。

このため、

- ・ 次世代をけん引するジュニア世代の発掘・育成プログラムの展開や、コーチング等指導者のスキルアップ支援研修等、地方が行う各種取組を支援すること。
- ・ ナショナルトレーニングセンター等の強化拠点施設の運営に係る経費への支援を強化すること。
- ・ 各種競技の強化拠点施設の整備等に対する財政支援措置を拡充すること。

(5) 地域づくり

人口減少や人間関係の希薄化により、今後、地域コミュニティの崩壊が懸念される中、地域課題の解決を担う人材の育成が必要である。

このため、

- ・ 地方創生の担い手として期待される地域おこし協力隊活動への財政支援の拡充を図ること。
- ・ 雪下ろしやデマンドバスの運行等、住民の暮らしを支える過疎地域等集落ネットワーク圈形成支援事業について継続・拡充すること。

4 地域において誰もが活躍できる環境の整備

(1) 女性

女性の職域拡大や管理職への積極的な登用促進を図る施策を充実すること。また、離職後ブランクがある女性へのスキルアップ支援等による就業機会の創出とともに、女性が出産・育児や介護を理由に離職することのないよう仕事と家庭の両立支援対策を推進すること。

併せて、農林畜水産業や建設・建築の現場等における女性が扱いやすい機械・装置の導入や、快適トイレの普及等、女性が働きやすい職場環境づくりを推進すること。

(2) 障がい者

ユニバーサルデザインを推進し障がい者の活躍のための環境整備を積極的に進めるとともに、障がい者の就労、職場定着を支援する人材の育成、障がい者雇用に関する助成金制度の更なる拡充等により、障がい者の就労促進策の充実・強化を図ること。特に農業分野における障がい者の就労促進（農福連携）のため、農業現場における設備整備に加え、障がい者の就農を支える交流拠点整備や交流事業について支援すること。

また、障がい者に対する多様なコミュニケーション支援策を講じるとともに、障害者差別解消法について、国民や企業に対し丁寧な周知・啓発を行うこと。

(3) 高齢者

地域コミュニティや地域経済の担い手としての期待が高まる元気高齢者の就業機会の確保、生きがい創出を積極的に図るとともに、地方での生活に価値を見出し、積極的に地方移住や二地域居住を選択できるよう、C C R C 導入、介護保険に係る特別な財政調整制度を創設すること。（1（4）の再掲）

(4) 外国人

労働者不足が深刻化する中、留学生をはじめとした外国人の高度人材や福祉人材等を将来的な地域経済の担い手として捉え、日本語教育やハラル等文化宗教への対応、インターンシップ機会の提供等の取組を支援すること。

(5) 働き方改革の実現

女性や障がい者、高齢者、外国人をはじめ、誰もがライフ・ワーク・バランスを

確保しつつ、十分に活躍できる環境を整備するため、あらゆる分野で、A I や I o Tの活用、長時間労働のは正、テレワークの推進等による勤務条件の弾力化を図るなど、働き方改革を着実に実現すること。

5 平成29年度補正予算及び平成30年度予算における「人づくり枠」及び「第4次産業革命推進枠」の措置

国においては、地方の人材不足の深刻さを十分に認識の上、地方における人材育成・確保に必要な施策を検討し、平成29年度補正予算及び平成30年度予算において、新たな財政措置も含めた、あらゆる分野における「人づくり革命」の実現のための思い切った措置を講ずること。

特に、既存の地方創生推進交付金について、ハード整備にも積極的に活用が可能となる「人づくり枠」及びあらゆる就業分野の生産性向上を支援する「第4次産業革命推進枠」を創設するとともに、総額を拡充すること。

速やかに実行すべき地方創生推進施策

1 国家戦略としての政府関係機関の移転及び企業の地方移転の促進

「政府関係機関移転基本方針」について、国が主体となって早急かつ円滑にその完全実現を図ること。特に、移転に要する費用については、国が責任を持って対応すること。また、今後も国家戦略として、次のステージの構築を図ること。
併せて、企業の地方移転促進のための支援を拡充すること。

2 「地方創生回廊」の早期実現及び強靭な国土づくり

地方創生に不可欠な基盤として、高速道路、リニア中央新幹線、整備新幹線等の整備促進に加えて、新幹線の基本計画路線から整備計画路線への早期格上げを図ることにより、国土のミッシングリンクを早期に解消し、地方と地方をつなぎ、それぞれの地域の特色のある発展を支える「地方創生回廊」を早期に実現すること。

併せて、水害等の頻発化・激甚化や南海トラフ地震や首都直下地震の発生等の備えとして、地方創生を支える道路・河川・砂防・港湾等、社会資本の防災・減災対策や老朽化対策、広域交通ネットワークのリダンダンシー確保が不可欠であることから、強靭な国土づくりに向けた取組を迅速に進めること。

3 地方創生関連予算の十分な確保及び地方創生推進交付金の自由度向上と規模拡大

平成30年度当初予算において、地方創生に関する予算や、地方交付税、まち・ひと・しごと創生事業費等地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額を十分に確保すること。また、地方創生の実現には、長期にわたる息の長い取組が必要であるため、将来にわたって安定的な財源の確保を図ること。

地方創生推進交付金については、事業の目的達成に支障を来すことなく、年度当初から事業着手ができるよう、手続きを前倒しし、今年度の規模（国費ベース1,000億円）を上回るものとすること。また、地方創生拠点整備交付金について、施設整備事業の需要に適切に配慮し、来年度以降も継続すること。

さらに、事業数及び交付金額の上限の目安の撤廃等、その内容や規模について地方の意見等を十分に踏まえるとともに、地方創生の更なる深化や取組の全国展開に向け、地方の実情を踏まえた、より弾力的な運用を図ること。

私立大学における東京23区内の定員増について (緊急声明)

本日、文部科学省は、私立大学47校に対し、平成30年度からの入学定員について、5701人の増加を認めた。このうち23区内の定員増は2183人と全体の4割を占めており、東京23区への一極集中の現状が改めて浮き彫りになった。

大学の東京一極集中の是正等については、昨年11月に全国知事会が緊急決議を行い、今月9日に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生基本方針2017」において『大学生の集中が進み続ける東京23区においては、大学の定員増は認めないことを原則とする』とされたところである。今回の文部科学省の認可は、この流れに逆行するものである。

これでは、東京23区への若者の流入がますます増え、将来にわたって地域を支える若者の東京一極集中に歯止めがかからない。この流れを直ちに止めることができない。

文部科学省においては、「まち・ひと・しごと創生基本方針2017」に基づき、直ちに東京23区内の大学の定員抑制を行うため、大学に対する指導を強化することを求める。

国においては、東京23区内の大学・学部の新增設の抑制、定員増を認めないことについて、速やかに法制化することを求める。

平成29年6月30日

全国知事会 会長

京都府知事 山田啓二

全国知事会 文教環境常任委員会委員長

秋田県知事 佐竹敬久

全国知事会 地方創生対策本部本部長

岐阜県知事 古田 肇